和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域		
域を除く。）並びに南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経九十五度の点に至る直線、南緯十五度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線及び南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	1　全海域	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域
	2　東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域	
	浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。	
	一　次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、ニに掲げる措置を講じる場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。	
	イ　夜間投縄の実施	
	ロ　吹流し装置の使用	
	ハ　加重枝縄の使用	
	ニ　鈎（はり）覆い装置の使用	

和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域		
域を除く。）並びに南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経九十五度の点に至る直線、南緯十五度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線及び南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域
	一　次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、ニに掲げる措置を講じる場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。	
	イ　夜間投縄の実施	
	ロ　吹流し装置の使用	
	ハ　加重枝縄の使用	
	ニ　鈎（はり）覆い装置の使用	